

「2014年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望」 調査結果の特徴

貿易・投資円滑化ビジネス協議会
事務局 日本機械輸出組合

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」(代表 給田英哉)は、日本企業がその貿易相手・投資先国である世界各国・地域統合において直面している障壁に関するアンケート調査(2014年1月実施)の結果を取りまとめ、本年7月『2014年速報版 各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望』を協議会ウェブサイト公表した。

(2014年版速報版の全文は、協議会HP:<http://www.jmcti.org/mondai/sokuhou.html>をご参照。)

2014年版の主な特徴は、中国、ブラジル、インド、インドネシア、ベトナム等の有力新興国について問題数が多く指摘され対前年度比増加しているが、中国は我が国からの貿易・投資活動の鈍化もあり、大幅減となったことが特筆事項である、分野別では、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用の問題がとくに多く指摘され、また対前年度比率では知的財産制度運用(30%)、法制度の未整備・突然の変更(29%)、工業規格・基準安全認証(22%)、環境問題・廃棄物処理問題(19%)、税制(15%)の増加が大きいこと、地域別に見て、対前年度比、大洋州、北米、中南米、欧州では指摘問題数が増加する一方、アジアはほぼ横ばい、旧ソ連諸国、中東・アフリカは減る傾向にあり、地域差が出ていること、先進国および新興国・途上国とも上位の分野は輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制と同じであるが、下位の部分では、先進国は環境問題・廃棄物処理、独占、工業規格・基準安全認証分野の問題を抱えるのに対し、新興国・途上国は外資参入規制、為替管理、国産化要請・現地調達率と恩典分野の問題指摘がある。

2014年版で指摘された問題点を地域別、項目別に見ると、主要なポイントは、以下の通り。

1. 新興国・途上国が問題指摘項目数合計の8割弱、有力新興国がランクの上位を占める

2014年調査は、世界74の国と3つの地域統合(EU、ASEAN、GCC)について問題指摘がなされている。

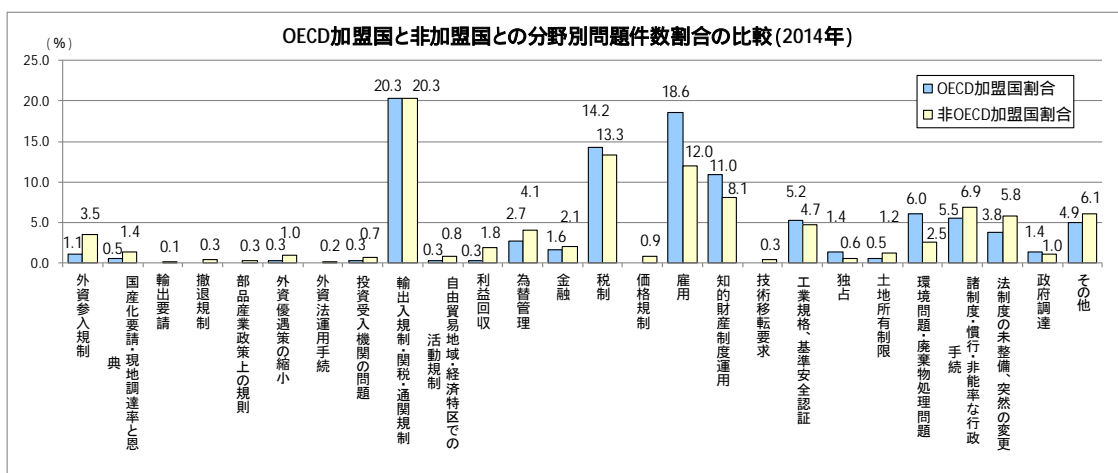
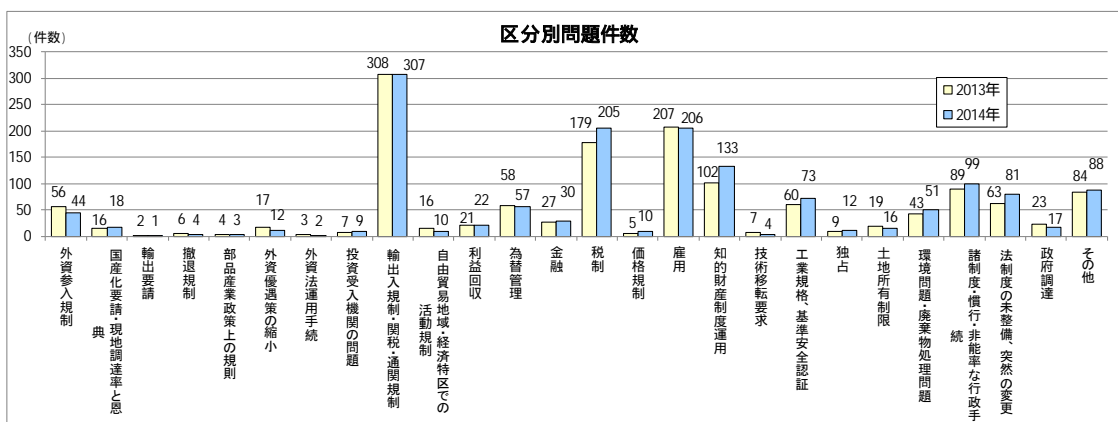
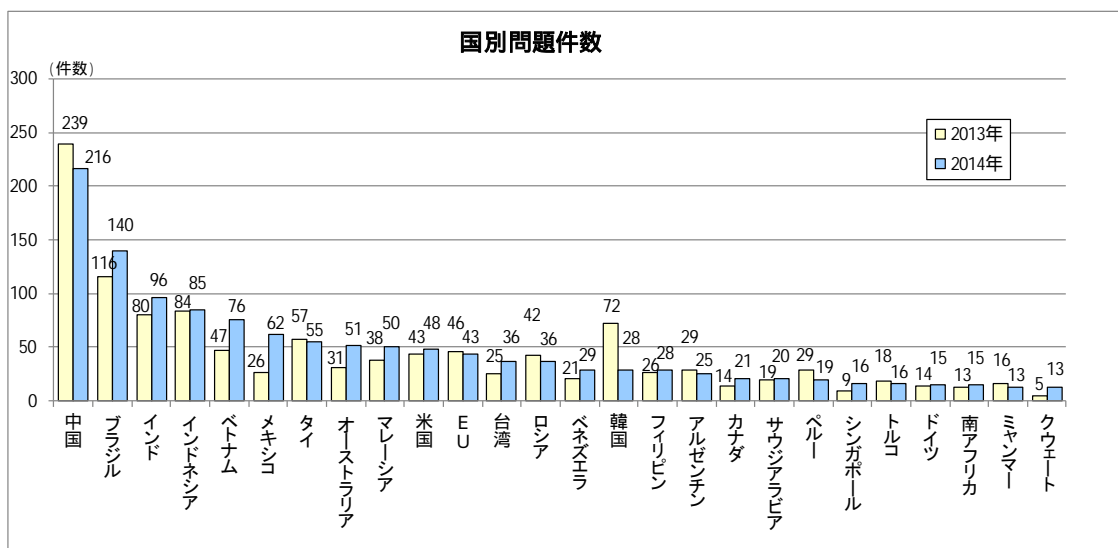
問題項目の総数は1,514(対前年度比5.8%増)と小幅増加で、うち新興国の占める割合が8割弱を占め、僅かに減少している。国別では、中国216件、ブラジル140件、インド96件、インドネシア85件、ベトナム76件、メキシコ62件、タイ55件、オーストラリア51件、マレーシア50件、米国48件、EU43件、台湾36件、ロシア36件、ベネズエラ29件、韓国28件、フィリピン28件、アルゼンチン25件、カナダ21件、サウジアラビア20件、ペルー19件の順となっている。

前年に比べ大幅な増加が目立つ国は、メキシコ+36件、ベトナム+29件、ブラジル+24件、オーストラリア+20件、インド+16件、マレーシア+12件である。一方、減少が大きい国は、韓国-44件、中国-23件となっている。

問題項目の区分別総数では、輸出入規制・関税・通関規制20%、雇用14%、税制14%、知的財産制度運用9%、諸制度・慣行・非能率な行政手続7%の順となっており、前年に比べて知的財産制度運用、税制の割合が増加した。

新興国・途上国は先進国と比べて、外資参入規制、国産化要請・現地調達率と恩典、利益回収、土地所有制限、諸制度・慣行・非効率な行政手続、法制度の未整備、突然の変更の問題項目の割合が大きい。一方、先進国は雇用、環境・廃棄物処理問題、知的財産制度運用が途上国と比べて割合が大きい。

2014年速報版 各国・地域の貿易投資上の問題点と要望集計



2. 中国は引き続き問題数最多となるも、初めて前年度比約1割減：輸出入規制・関税・通関規制、税制、知的財産制度運用、雇用、法制度の未整備・突然の変更がトップ5

我が国の対中貿易・投資額が減少したことから、中国で指摘された問題件数が全体で対前年度比約1割減少した。特に、工業規格・基準安全認証、諸制度・慣行・非効率な行政手続、外資参入規制の分野で問題数が大きく減った。引き続き問題分野は広範に渡るが、輸出入規制・関税・通関規制、税制、知的財産制度運用、雇用、法制度の未整備・突然の変更が上位を占めている。知的財産制度運用と法制度の未整備・突然の変更が増加しており、他の国と比べて割合が多いことが特徴。

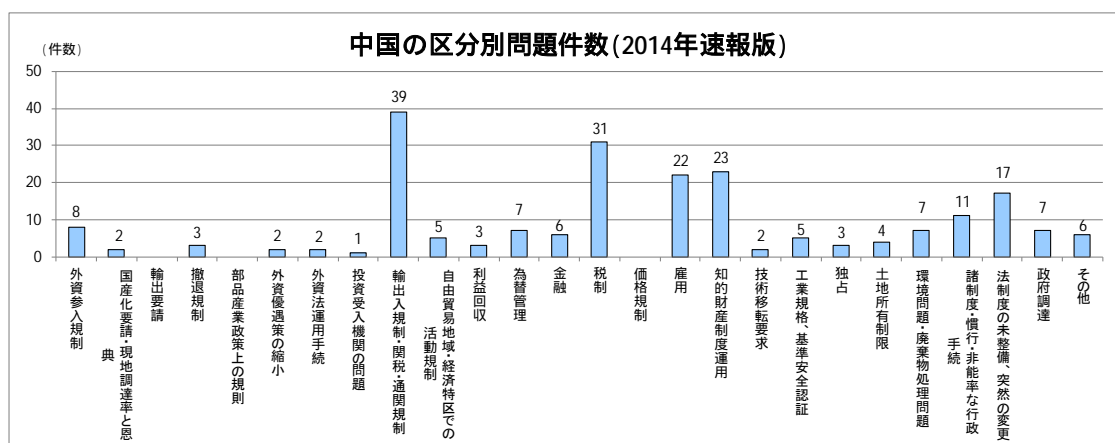
輸出入規制については中古品機械・設備等の輸入規制、地場産業救済を目的とした輸入許可・割当制、不透明な輸出許可等、関税については高輸出入関税、原料等の輸出にあたっての輸出税や暫定輸出税の賦課、監視カメラについての ITA 違反、国際通念とは異なる不透明な関税評価、不統一且つ恣意的な関税コード適用、最恵国税率を下回る暫定輸入関税率の撤廃が、通関規制については厳格な輸入通関規制、日中関係悪化による通関規制、煩雑・不透明・時間のかかる通関手続き等の指摘がある。

税制は、外資企業への優遇税制の減少、高率消費税、増値税に纏わる還付・追加納税・新規導入・控除問題、比較対象企業選定等欧米諸国と異なり調査が恣意的に実施されあるいは APA 制度が活用されない移転価格税制、出張者・出向者への PE 認定、課税範囲や控除対象に問題ありとする営業税、恣意的な税法解釈・制度運用、頻繁な税制改正と猶予期間の不足等の指摘がある。

知的財産制度の運用では、運用・管理に問題があるとみられる知的財産保護の不足・執行不足、特許ライセンスの過剰な届出・登録事務要請、特許侵害訴訟の手続き煩雑と不公正、模倣品の取締不足、中国への技術輸出に纏わる保証に関する内外格差問題等の指摘がある。

雇用面では、人材確保・定着の困難、最低賃金の上昇、労働者保護色が強い労働法、頻発する労働争議と法律の未整備、二重払い等社会保険制度の問題、ビザの取得手続きの煩雑さと長期化等の問題がある。

法制度の未整備・突然の変更では、法律の頻繁な突然変更、法制度解釈の不整合・不統一、法律施行の猶予期間の不足、実施運用規則の不備・実施遅延、運用の地域間不統一、地方政府における減資等の問題がある。



3. 東南アジア・南アジアでは、企業の関心が中国からシフトしつつも、障壁が根強く残る：ベトナム、インド、マレーシアが増加、インドネシア、タイは横ばい

(1) インドネシア：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、その他、法制度の未整備・突然の変更がトップ5

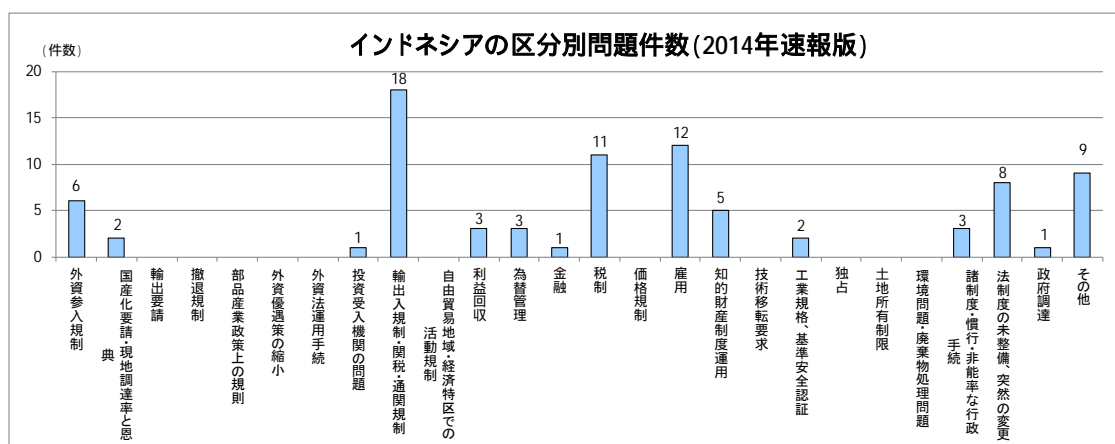
輸出入規制については、輸入ライセンスについて同一生産会社が原材料の輸入ライセンスと完成品の輸入ライセンスの両方を取得できないこと、EDIでの輸出入通関システムが構築済にもかかわらず書面申請も並行して行わなければならないこと、またニッケル等鉱物資源について国内高付加価値化義務を課し、未製錬鉱石の輸出禁止措置等があるという問題がある。関税については、突然の輸入関税引き上げ、関税の過大徴収、部品と完成品の間での不平等な関税率設定、FTA締約国内での関税分類や原産地証明書記載要件の認識差の問題がある。通関規制については、担当官により要求する書類が異なる、通関に時間を要する等の問題がある。

雇用については、経営者への刑事罰、行政処分を厳しくする一方、労働者の違法行為に対する罰則が寛大といった労働者有利の労働法の問題、過激な労働組合運動、外国人1名につきインドネシア人3名の雇用が義務づけられる現地人雇用義務、派遣社員の正社員化義務、コア業務への派遣社員雇用規制、就労ビザ取得手続の煩雑・遅延といった問題がある。

税制では、前払い法人税率の引き上げ、実行不可能な税務規則での解釈の曖昧さ、履行細則の無い税務調査の不透明さ・遅延問題がある。また移転価格税制も不透明・恣意的運用が行われているとの指摘がある一方、還付請求についても税務長の恣意的実施・還付困難の問題がある。

その他については、インフラ問題を中心に、道路・交通インフラ未整備、電力供給の不足・不安定、通信インフラ未整備、生活インフラ未整備、港湾設備の能力不足・設備の未整備等の問題がある。

法制度の未整備・突然の変更では、立法から施行までの法制度が不整合・不透明との問題、矛盾する法令の発布、法令施行規則の不備・運用の不透明問題、税法・規則の頻繁な変更、移行期間の無い輸入規制の発布と遡及適用問題、契約・覚書でのインドネシア語の使用義務等の問題指摘が多い。



(2) ベトナム：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用、その他がトップ4

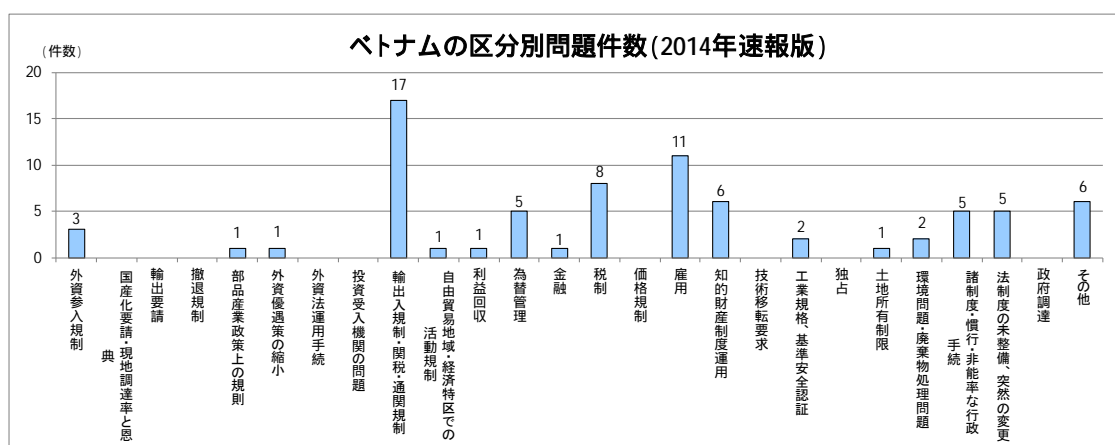
輸出入規制・関税・通関規制では、通関手続きの煩雑さ・頻繁な制度改正と不透明さの問題、また関税分類の恣意的な変更、原産地証明書発給申請の煩雑さ等の問題指摘がある。

雇用では、外国人労働者の労働許可の厳格化、労務許可証必要条件の不明確、および許可証発給手続きに関わる非公式手数料の要求問題がある。加えてビザは手続きの不透明さや手続き遅延についての指摘がある。

税制では、税・会計制度の頻繁な改正・手続きの不透明さ、ベトナム国内での出張者によるサービス提供へ外国契約者税が賦課されること等の問題がある。

知的財産制度運用では、知的財産データベース情報の開示が不十分なため、他社特許リスクを把握できない、税関による水際取締りに当たり担保金を積まないと貨物の現品確認ができない等の指摘がある。

その他は、交通インフラ・電力インフラの未整備、部品・金型等のサポーターリング・インダストリーの不足、当局による賄賂の要求等の指摘がある。



(3) タイ：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用、政治情勢等その他がトップ5

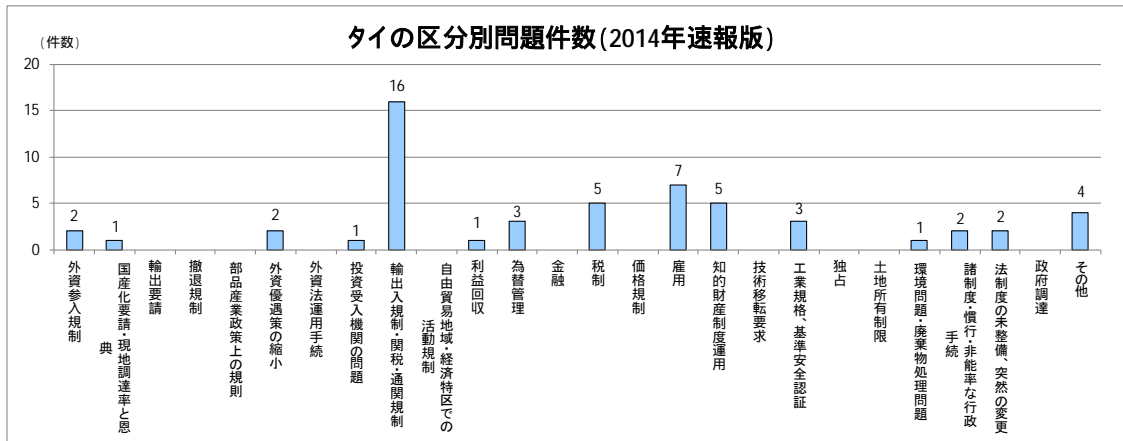
輸出入規制・関税・通関規制では、一部電子部品や時計に関する高輸入関税、関税や関税分類決定にあたっての恣意性・不透明性、ロックダウン部品に対する不当なロイヤリティ見做し課税、FTA 原産地証明手続の二国間不整合、輸入検査実施機関の恣意的な運用といった問題がある。

雇用では、労働許可取得・更新の煩雑・遅延、更には日帰り出張でも必要となる短期出張者の労働許可取得義務・手続きの煩雑・遅延、外国人駐在員の人数制限・タイ人雇用義務、最低賃金の引き上げに伴う人件費高騰、人材供給の慢性的不足、有期雇用の限定等の問題がある。

税制には、法人税務調査・更生における恣意的な法解釈、税法解釈の不統一、VAT 還付の遅延・未還付、日タイ間での技術支援料課税解釈の相違といった問題がある。

知的財産制度運用では、政府による対処がほとんどできていないことによる模倣品の横行・不十分な知的財産権保護、知財保護条約への加盟が進んでいないこと、出願公開時期に関する規定の不備、世界公知公用の未規定等の問題がある。

その他では、治水対策の不足、自然災害による保険料の高騰、政情不安、不安定な政治情勢の問題がある。

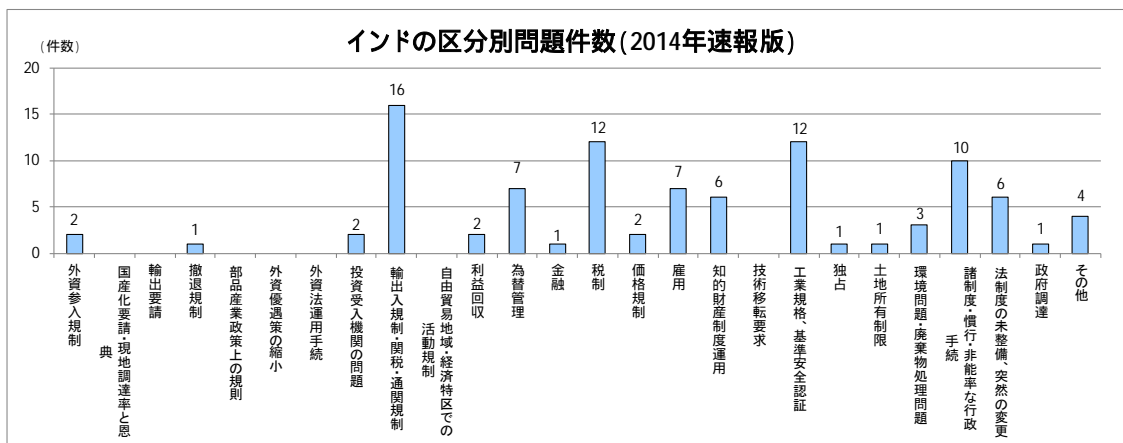


(4) インド：FTA を締結しても期待したほど投資が伸びないインドは輸出入規制・関税・通関規制、税制、工業規格・基準安全認証、諸制度・慣行・非能率な行政手続きがトップ4 輸出入規制・関税・通関規則では、鉄鉱石の輸出規制、間接税が上乘せされて実質高関税となる高輸入関税、関税分類の恣意的運用、原産地判定基準が厳格な日印 FTA、FTA 原産地証明手続の二国間不整合、時間がかかる輸入通関手続きの煩瑣・遅延問題、輸入通関時の最高小売価格の申告・表示義務の煩雑さ・困難さ、関税還付手続きの煩雑さ、過度に厳格な空港貨物検査の問題指摘がある。

税制では、高率の間接税(付加価値税(12.5-20%)、中央売上税(2%)、サービス税(12%)、教育目的税(2%))、州ごとに異なり複雑で種類も多く還付手続きが煩雑な税制、不透明かつ恣意的運用がなされる移転価格税制、長期出張者の PE 取扱いに関する不透明さといった問題がある。

工業規格・基準安全認証では、概して実行されない工業規格・基準の問題、安全規格発布から施行までの短い猶予期間、異なる認証当局による二重規制・不統一、試験体制・登録体制の未整備といった問題がある。

諸制度・慣行・非能率な行政手続き分野では、縦割り行政により一般的に、窓口が不明、決定プロセスが複雑で多い、規模により権限が国と州に分かれる諸規制・手続きの煩雑さについての問題指摘がある。



4. 中南米では、各種障壁があるも企業の進出意欲が高いブラジルが最多、アルゼンチン等で保護主義が継続

(1) ブラジル：税制、雇用、輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、諸制度・慣行・非能率的な行政手続がトップ5

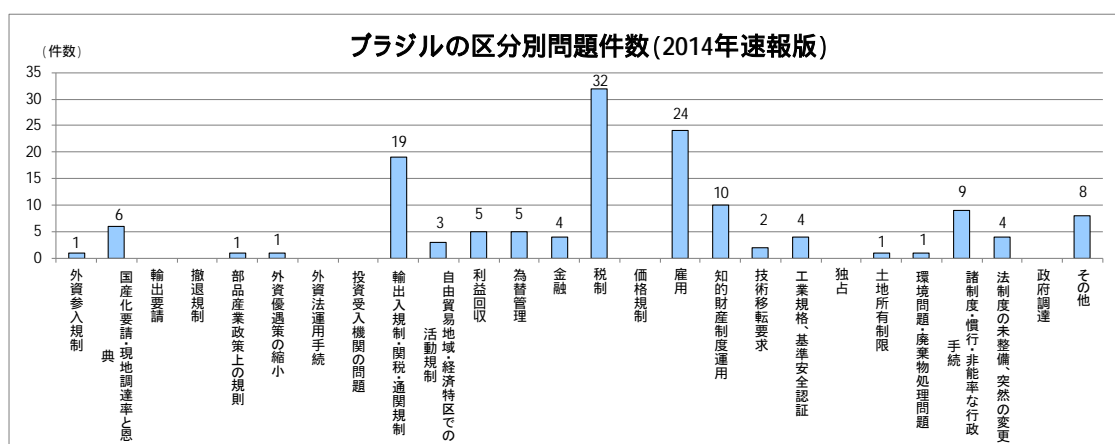
種類が多く複雑化した税制は、制度の理解に時間がかかる上、経理・納税手続きを煩瑣にする。また頻繁に変わる税制、高率の税金、不明確な還付制度への指摘も多い。この結果、重い税負担が製品価格を上昇させ、競争力を失った製品によりブラジルでのビジネスが困難となる。更にこの影響で模倣品流入やアングラ経済が膨らむこととなる。また OECD モデルに準拠しない独自の移転価格税制度もビジネスを難しくしている。

雇用では、給与の引き下げができない、降格・減俸・処遇改訂ができない、定年退職無し、解雇は可能だが割増退職金による負担が大きい、毎年昇給する労働費が高い、同一作業・同一賃金、繁忙期に残業対応ができない、硬直的な休暇取得制度といった労働者過保護の労働法制に指摘が多い。その他、強力な労働組合、現地人雇用義務（給与と定員数でブラジル人の比率が2/3以上でなければならない）等も問題とされている。

輸出入規制・関税・通関規制では、国内産業保護のための一時的関税引き上げを含む高輸入関税、輸入関税以外の輸出品への複雑且つ高率の課税、これによる周辺国からの不正輸入、密輸入横行。その他、インボイスのポルトガル語記載等輸入手続きの煩瑣、遅滞や仲介貿易の不許可といった指摘がある。

知的財産制度運用では、知的財産権保護が不十分として審査の遅延や担当者によるバラツキやレベル差がある審査の質について改善を求めるもの、特許出願審査・権利化の遅延（特許権利化まで平均8-9年、電気・電子分野では10年超のケースもあり、ライフサイクルの短い製品には知的財産権保護が受けられない）といった指摘、また特許侵害製品の輸入差止規定の不備について問題指摘がある。

諸制度・慣行・非能率的な行政手続では、労働ビザ申請、新任役員登録、商標登録、保税倉庫申請、会社設立・許認可取得・清算等、行政が関係するほぼ全ての手続きにおいて対応が複雑で時間を要するとの問題指摘が多い。



(2) メキシコ：製造拠点としての FTA 交差点 税制、輸出入規制・関税・通関規制、雇用、知的財産制度運用がトップ3

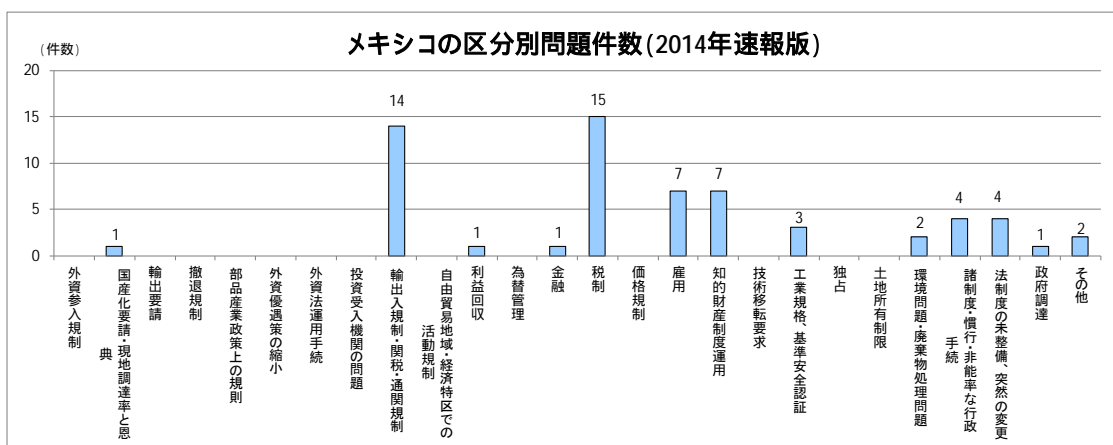
税制では、NAFTA に関するもので、IMMEX（一時輸入制度）の内容が複雑なため、適用除

外・認可取り消し・ペナルティ等のリスク懸念があることや IMMEX 税制改正により付加価値税の免除がなくなったこと、マキラドーラの恩典廃止があり、その他税制全般な問題として頻繁な税制改正、還付の遅滞、連結納税制度の廃止等がある。

輸出入規制・関税・通関規制では、米墨国境通関の遅延・手続きの煩雑、曖昧で複雑な IMMEX、保税制度の恩典改定等 FTA 絡みのものの他、鉄鋼関連のアンチダンピング・モニタリング・セーフガード・事前通知制度に関するもの、その他全般的な通関手続きの煩雑さについて、問題指摘がある。

雇用では、ビザ更新の煩雑さ・発給遅延、労働者に過保護な労働法制、労働者利益分配金制度についての指摘がある。

知的財産制度運用では、不合理な私的複製補償金制度や私的使用目的の複製に関する権利者の権利等著作権絡みのもの、特許に関するデータベース整備が不十分、特許審査の遅延・質の不均等への問題指摘がある。

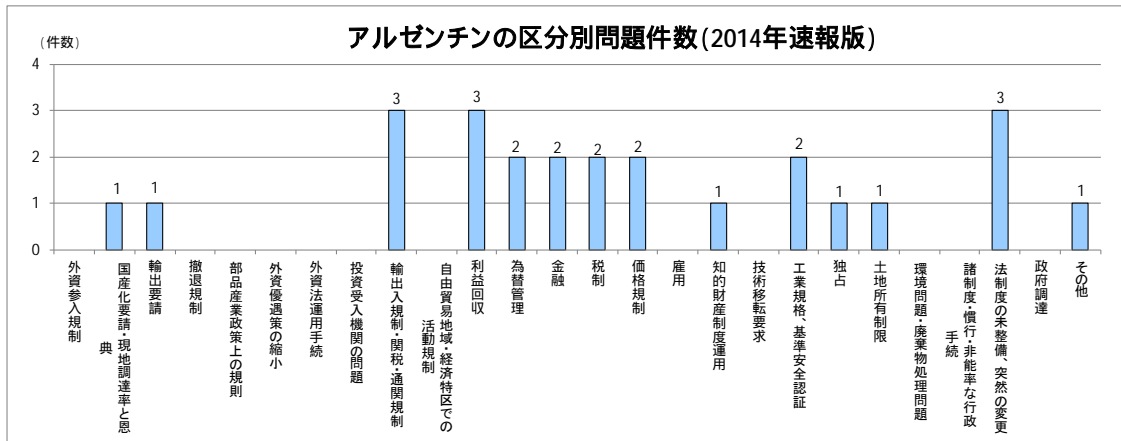


(3) アルゼンチン: 輸出入規制・関税・通関規制、利益回収、法制度の未整備・突然の変更が横並びでトップ3

輸出入規制・関税・通関規制の最大の問題は、輸出入均衡要求と事前宣誓供述制度による輸入規制である。日米 EU の提訴により、WTO パネルに持ち込まれ、2014 年 8 月、WTO 協定違反と判断された。これらの措置により、輸入遅延、輸入制限、販売機会損失、販売計画の策定困難といった問題が発生している。

利益回収では、海外への外貨送金規制（輸出業者へのドル早期回収と強制ペソ転換要請、輸入業者へのドル支払い遅延要請、サービス対価送金の事前許可申請制度等）、外貨収益の現地通貨交換義務、外貨購入規制の問題がある。

法制度の未整備・突然の変更では、鉱業投資法の下で 30 年間の課税免除が定められていたにもかかわらず、政権交代により覆されたり、事前説明のない急な法律新設・変更の指摘がある。



5. ロシア・東欧・その他はロシア・ベラルーシ・カザフスタン関税同盟に関するものが多数

(1) ロシア：WTO加盟後も独自の道を歩むロシアは輸出入規制・関税・通関規制、雇用、知的財産制度運用、税制、工業規格・基準安全認証がトップ5

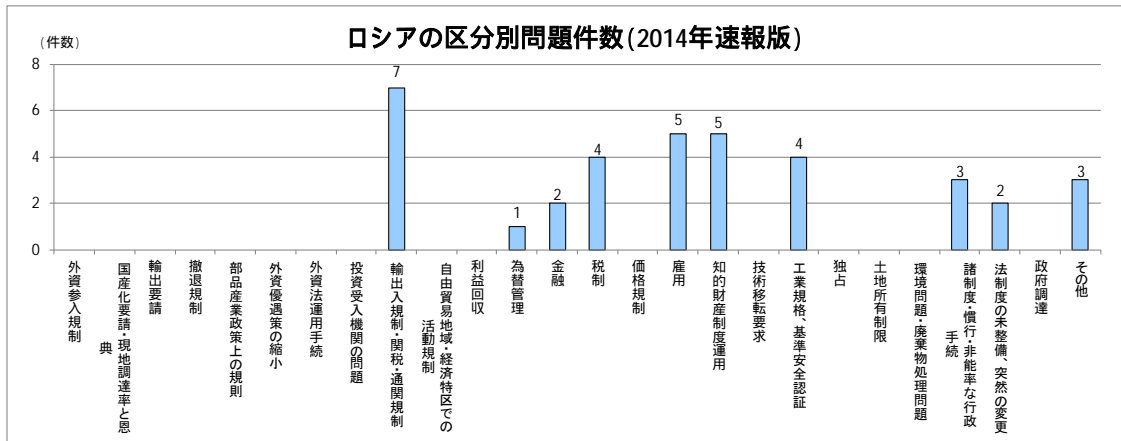
輸出入規制・関税・通関規制では、家庭用冷凍冷蔵庫に見られる譲許税率を超える関税徴収を始め一般的に高関税に対する問題、また独自の価格で一方向的に関税を賦課する不透明な関税手続き問題、関税同盟成立に伴いロシア語での項目記載要請が増えると共に認可取得プロセスが3カ国で異なるため煩雑との問題指摘がある。

雇用では、困難な給与減額、退職・解雇での本人同意の取り付け等の過保護、また煩雑な給与支払い等を要請する労働法制の問題、時間・費用・労力がかかり当局見解も頻繁に変わるビザ取得の問題等の指摘がある。

知的財産権制度運用では、関税同盟によりベラルーシ、カザフスタンから流入する特許侵害品を税関で止められない場合があること、プログラム自体を特許保護対象外としていくこと、ロシアルートとユーラシアルートで同時に成立する特許権が異なる所有者に保有される可能性があること等の指摘がある。

税制では、連結納税制度の不在、高率の源泉税率、還付が困難なVAT税制の不備等について指摘がある。

工業規格・基準安全認証では、関税同盟3カ国の共通問題として、製品安全規則の変更に関する細則がタイムリーに提出されないこと、産業界に負担の大きい全工場の製造検査、軽工業製品に対する多数のラベル表示記載要請事項、製品発表前の認証情報のWeb公開といった指摘がある。

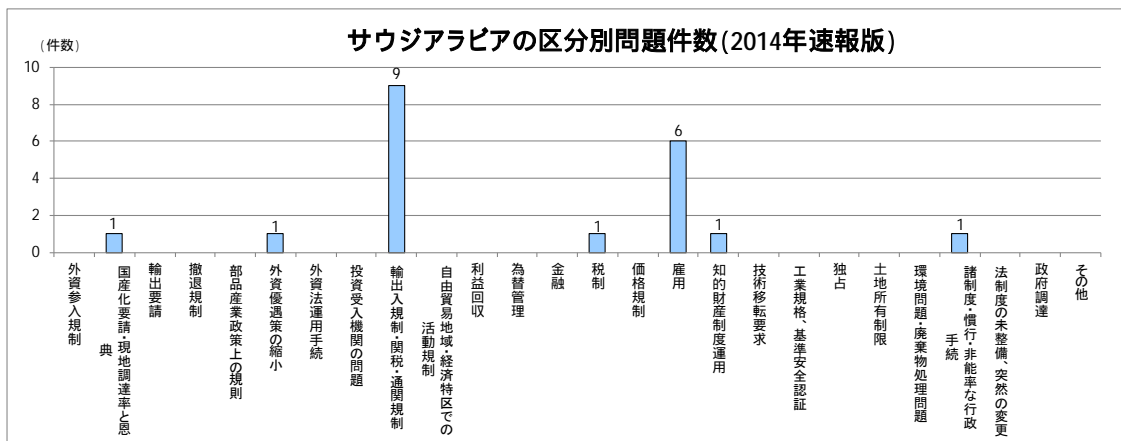


6. 中東・アフリカ：通関検査と原産地表示に指摘が多いサウジアラビア、突出した問題分野が無い南アフリカ

(1) サウジアラビア：輸出入規制・関税・通関規制、雇用がトップ2

輸出入規制・関税・通関規制では、船積前の第三者機関による出荷検査、通関時の開品および独自スペック検査、放射能検査といった検査に纏わるもの、および鋼材ならびに貨物全般の外装への原産地表示義務に関する問題指摘が多い。

雇用ではサウジ人の雇用強制、雇用強制規則・法制の突然の変更といった人事に関するもの、ならびに入国ビザ・労働許可証の手続きの煩雑・遅延、入国手続きの非効率さについての問題がある。



(2) 南アフリカ：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、工業規格・基準安全認証、諸制度・慣行・非効率な行政手続がトップ2

輸出入規制・関税・通関規制では、高輸入関税、FTA を締結している EU への劣後、輸入時の商品盗難の問題がある。

雇用では、法規の複雑さ、高賃金、効率を持つ不合理な雇用政策、BEE (Black Economic Empowerment) 制度の厳格化の問題がある。

工業規格・基準安全認証では、電話回線の厳しい適合認証と安全規格認証取得の困難についての指摘がある。

諸制度・慣行・非能率な行政手続では、外国人への運転免許証発行の不可、自動車法規・関税の変更内容が不明確との指摘がある。

7. 先進国の問題として、韓国、EU、米国、豪州の問題が多数指摘、州・群・加盟国による規制内容・運用の相違、運用テロ対策での規制への対応やビジネスパーソンの移動や知的財産権や基準認証などでの障壁の改善の必要とともに、広域FTAの交渉相手国としても重要

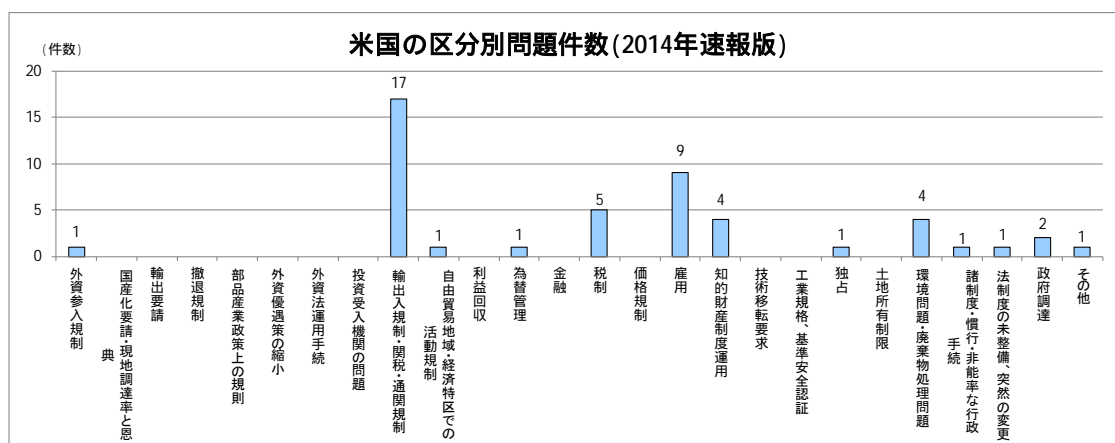
(1) 米国：輸出入規制・関税・通関規制、雇用、税制、知的財産制度運用および環境問題・廃棄物処理問題がトップ4

輸出入規制・関税・通関規制では、ゼロイングや原則継続・例外撤廃されるアンチダンピング措置、C-TPAT と海外 AEO の相互承認ガイドラインの非開示や 10+2 ルールへの対応負担、および紛争鉱物使用の開示義務について対象地域外で産出された対象鉱物を使用している場合でも詳細説明を顧客にしなければならないこと等に関する問題指摘がある。

雇用では、出入国記録カードの取扱や入国手続における恣意性の問題、およびビザ取得に時間がかかること、ビザ枠の制限、帯同家族と駐在員本人の同時帰国、更新の際の第三国出国等に関するものが多い。

税制については、高い法人税率、高額な保税コスト、州・群ごとに異なる税制等についての問題指摘がある。

知的財産制度運用については、先行技術開示義務の重い負担、不明確な第一国出願義務の法令規定および外国出願・審査情報の開示義務等の問題があり、環境問題・廃棄物処理問題では、カリフォルニア州のグリーンケミストリー規制内容未確定の問題や発がん性物質等の成分規制の濃度未確定等の問題がある。



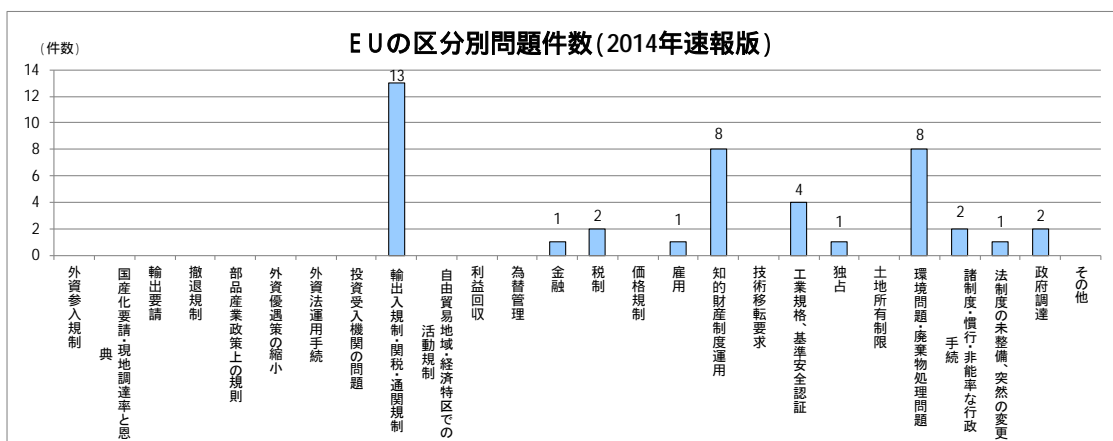
(2) EU：輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、環境問題・廃棄物処理問題、工業規格・基準安全認証がトップ4

輸出入規制・関税・通関規制では、通関手続、ワシントン条約に関する輸出許可要件の解釈、税関監査、冷凍海産物の輸入規制解釈に関する加盟国間の相違を指摘するものが多い。

知的財産制度運用においては、私的複製補償金制度に関する加盟国間の不統一の他、特許権利化の遅延や特許出願における長い審査期間、および権利化と訴訟に要する高コストに関する指摘がある。

環境問題・廃棄物処理問題では、WEEE/RoHS/REACH等の規制に関する各加盟国の解釈・運用のばらつき、各種化学規制に対する対応コスト・労力の負担が大きいこと、規制間での判断基準が異なるため重複管理が必要になるといった指摘がある。

工業規格・基準安全認証では、CEマーク取得・添付義務に関する過重負担等の問題指摘がある。



(3) オーストラリア：労働者の権利保護が強いオーストラリアは雇用、税制、環境問題・廃棄物処理、諸制度・慣行・非能率的な行政手続、工業規格・基準安全認証がトップ5

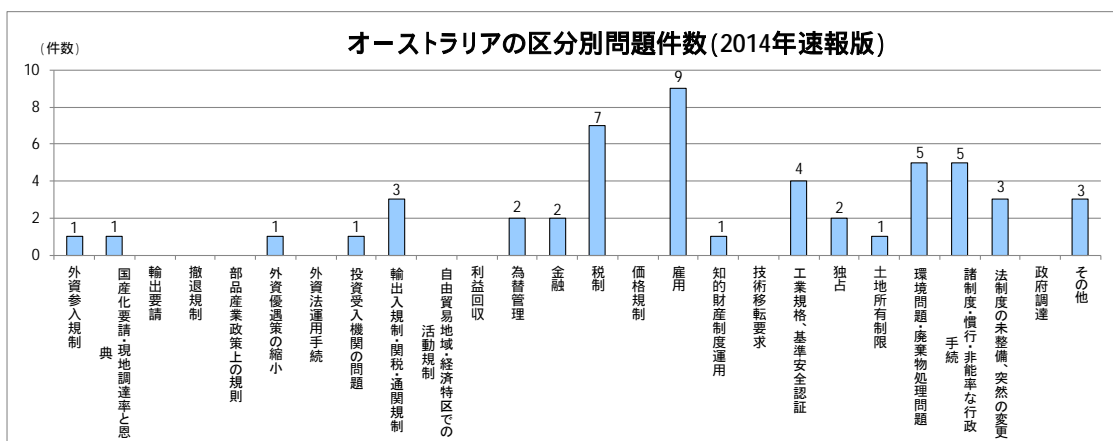
雇用では、高労働コスト、突発欠勤の横行、熟練労働者の人材不足に加え、労働組合の非妥協的姿勢や争議行為を容易に中断・終了させない制度が雇用の大きな問題となっている。

税制では、外国駐在員の遠隔地勤務手当が課税対象になったこと、租税条約の紛争解決相互協議が努力規定になっていること、資源分野への各種課税導入に対する問題指摘がある。

環境問題・廃棄物処理分野では、非現実的なCO₂排出規制、日本企業の高い技術力に合わない火力発電所の緩い排気基準、時間のかかる環境許認可手続についての指摘等がある。

諸制度・慣行・非能率的な行政手続については、連邦政府・州政府による許認可手続きの不透明さ・遅延、州により異なる各種免許制度等、許認可に関する指摘が多い。

工業規格・基準安全認証では、ISOとの互換性が不明瞭な独自規格の導入、州政府独自の自動車安全基準・規制の導入、また豪州規格は基本的に欧州規格に準拠していることから豪州・欧州規格に合わせて作らないといけない等規格に関する指摘が多い。



(4) 韓国：輸出入規制・関税・通関規制、知的財産制度運用、雇用、工業規格・基準安全認証、為替管理がトップ5

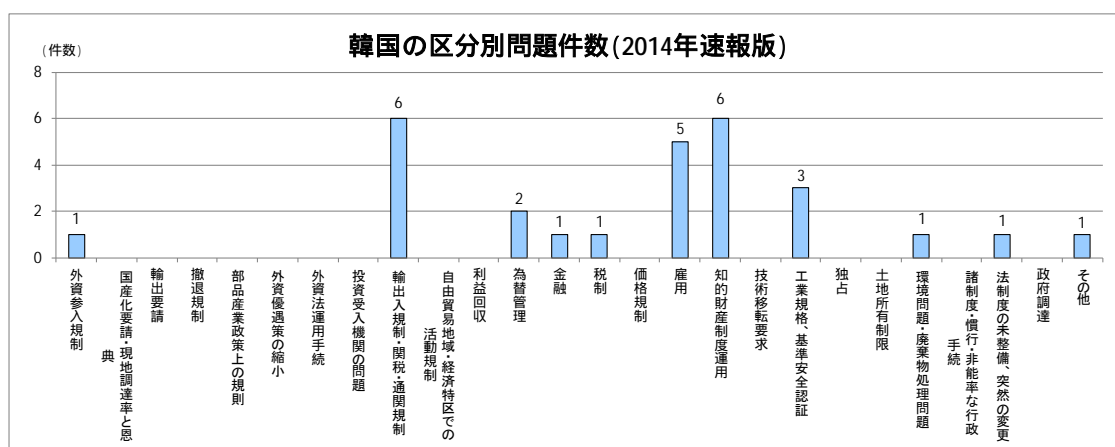
輸出入規制・関税・通関規制では、高輸入関税、鉄鋼製品に関するダンピング措置の濫用と課税の長期化、税関による関税分類の恣意的運用等がある。

知的財産制度運用は、特許の分割出願の難しさ、コンピュータープログラム自体への特許権保護を適用対象外としていること、韓国語以外での特許出願不可等の問題指摘がある。

雇用については、経営体力や生産性を無視した労組の賃上げ要求・福利処遇の改善要求、有給休暇の買取義務廃止の難しさ、非正規職の雇用期間制限、就業規則の不利益変更時の同意義務等、労働者過保護の労使慣行・制度がある。

工業規格・基準安全認証では、韓国独自の規格・基準の煩雑さ、製品安全規制・規格の発布と施行の間隔の短さ等の問題がある。

為替管理では、外貨借入制限、債権債務相殺・外貨資金送金規制の問題がある。



以上

「貿易・投資円滑化ビジネス協議会」(代表 給田英哉)は、129の広範な貿易関連団体により構成され、1997年から日本企業が海外事業活動において直面する国際貿易及び外国直接投資等の諸問題の検討を行い意見を取り纏め、日本及び外国の政府等に改善を要望してきた。現在調査対象として全世界各国及び5つの経済統合(NAFTA、EU、ASEAN、GCC、メルコスール)をカバーしている。